

別表(第8条関係)

犬山市体育センター使用料

施設区分			単位	使用料	
				午前9時から午後5時まで	午後5時から午後9時30分まで
競技場	全面	照明利用なし	1時間	円 400	
		照明利用あり			円 810
	半面	照明利用なし		200	
		照明利用あり		320	400
卓球台1台(当日申込みの場合のみ)				100	200

備考

- 1 利用時間が1時間に満たない場合は、1時間とみなす。
- 2 午後5時前から利用を開始し、午後5時をまたいで利用した場合の当該またいだ1時間の使用料は、午後5時から午後9時30分までの利用時間区分の額とする。